

経営力向上支援事業アグリ・フードマネジメント講座運営業務委託仕様書

1 業務の目的

生産性の高い持続可能な農業を確立するため、地域の核となる企業経営体の育成を目指し、発展意欲の高い経営者等に対し、イノベーションを生み出す戦略を考えるための講座を行う。

2 業務名

経営力向上支援事業アグリ・フードマネジメント講座運営業務

3 業務の実施期間

契約締結から令和6年3月31日まで

4 業務の概要

広島県公立大学法人県立広島大学（以下、県立広島大学とする。）と連携し、公開講座（全1回）、本講座（全9回（講義編4回、実践編5回））、フィールドワーク（全1回）を実施する。ただし、本講座の内容及び講師は別紙1のとおりとする。

5 費用の負担区分

(1) 全体

委託料の予算額は3,361千円（税込）以内とし、徴収した受講料は当該講座運営業務に使用するものとする。

(2) コーディネーター及び本講座の経費

コーディネーターである県立広島大学教授及び本講座の講師の謝金ならびに旅費等は2,500千円（税込）とし、委託料及び徴収した受講料から支出するものとする。

ただし、講座の内容の変更等により、経費に変動がある場合は、発注者及びコーディネーターである県立広島大学教授と協議すること。

(3) その他本委託事業の対象となる経費

ア 公開講座及びフィールドワークの講師に係る謝金及び旅費

イ その他業務に必要と認められる直接経費

ウ ア及びイの合計額の10%を上限とした一般管理費

(4) 本委託事業の対象とならない経費

ア 機械・機器等の10万円以上の備品を購入又は改修するための経費

イ 土地・建物を取得するための経費

ウ 飲食費、土産物代

エ 受託者の他の業務と区分できない経費

オ 委託契約締結日以前に支出した経費

カ その他、事業との関連が認められない経費

(5) その他

委託料及び徴収した受講料は、当該講座運営費にのみ使用できるものとし、不用額が生じた場合は委託料精算時に委託料から減額するものとする。

また、委託料及び徴収した受講料が不足する場合においても委託費の増額は行わない。

6 委託業務の内容

(1) 講座の実施運営

講座の内容及び実施運営は別紙1に沿った内容とし、次の業務を行う。

ア 講座の周知、受講生の確保

講座の開催、カリキュラムについて広く周知するとともに、受講生の効果的な募集方法を準備し、発注者と協議して決定の上、募集を行い、受講生を確保する。

イ 講師への講義依頼、調整

本講座については、県立広島大学の教授及び講師に対し講義の依頼、調整を行う。

また、公開講座については、講師を招聘する場合は、招聘する講師に対し、講座の依頼、調整を行う。

ウ 公開講座の講義・演習の実施

公開講座の講義内容を設計し、実施する。

エ 本講座の運営

講座資料の印刷、会場準備、コーディネーター及び講師の補助等講座を実施するにあたっての運営を行う。

オ フィールドワークの調整、実施

本講座（実践編）の内容を充実させるようなフィールドワークの実施場所を選定し、調整や実施を行う。

カ 受講生の商品開発支援

受講生の商品開発、提案に必要な調査等を支援する。

キ 受講料の徴収を含む受講生の窓口機能

受講料の徴収、領収書の発行等を行う。また、欠席連絡等受講生の連絡を受ける窓口としての業務を行う。

ク 運営に係る会議、成果検証会議の開催

講座の運営内で生じた課題等について協議する会議、並びに、講座の成果等を検証する会を開催する。

(2) 実施後の報告書の作成

(3) 上記に附帯する業務で、別に発注者が指示するもの。

7 実績報告書

委託期間終了日から起算して10日以内に実績報告書を提出すること。

8 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

本委託業務により得られた成果は、原則として発注者に帰属する。

(2) 秘密の保持

受注者は、本委託業務に関し、受注者が発注者から受領又は閲覧した資料等は、発注者の了解なく公表又は使用してはならない。

また、受注者は、本委託業務で知り得た発注者及び講座受講生等の業務上の秘密を保持しなければならない。

(3) 個人情報の保護

受注者は、本委託業務(再委託した場合も含む)を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

また、個人情報を電磁的記録で取り扱うに当たっては、別記「情報セキュリティに関する特記事項」を守らなければならない。

9 再委託等の制限

受注者は、本委託業務の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、事前に発注者に文書を持って協議し、承認を得なければならない。

10 その他

- (1) 受注者は、本委託業務の実施の進捗状況を適宜報告し、発注者と調整を図ること。
- (2) 受注者は、本委託業務の実施にあたって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合は、発注者と協議すること。
- (3) 本仕様書に定めない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と協議し、その指示に従うものとする。

講座内容及び実施運営について

1 講座のカリキュラム

県立広島大学の毛利教授、吉川教授がコーディネーターとして全体の講義を行う。公開講座（全1回）、本講座（全9回（講義編4回、実践編5回）、フィールドワーク（全1回））を実施する。

公開講座はアグリ・フードマネジメント講座を広く周知し、講義に対する関心を高め、アグリ・フードマネジメント講座への受講を促すことを目的とする。

本講座の講義編については、起業家精神と事業を持続的に成長させるためのビジネススキルを磨くことをテーマとする。マーケティング手法やDXの活用、ECビジネス等について学び、ケーススタディをとおして、自らの事業への課題解決、あるいは変化に適応できるビジネスモデルを構築するための講義を行う。

本講座の実践編については、商品開発プロジェクトの形成を通じて事業戦略を考える契機とすることをテーマとする。商品開発の基礎から現在のトレンドを学び、新しいプロジェクトの形成・その価値形成を通じて、事業戦略を考えるきっかけとなる講座を行う。

フィールドワークは、本講座（実践編）の内容を充実させる内容とし、プロジェクト形成へのモチベーション向上や情報収集等を目的に行う。

※R5.5.18 日程を一部修正しています（修正箇所赤字）

【日程（案）：開催日程は、目安であり、講師の選定等で変更する可能性がある】

	回次	日程（時間）
公開講座		8月19日（土）又は20日（日）13:30-15:30
本講座 （講義編）	第1回	9月9日（土）8:30-12:30
	第2回	9月30日（土）9:00-12:00
	第3回	10月14日（土）9:00-12:00
	第4回	10月28日（土）9:00-12:00、13:00-14:30
本講座 （実践編）	第1回	11月18日（土）9:00-12:00
	第2回	12月2日（土）8:30-12:30
	第3回	12月16日（土）9:00-12:00 ※希望者には午後に補習の時間を設ける
	第4回	1月13日（土）9:00-12:00
	フィールドワーク	1月28日（日）9:00-16:00
	第5回	2月17日（土）8:30-12:30

【本講座(案): 講義内容及び講師数等は、コーディネーターや講師との調整により変更する可能性がある】

	回次	講義の内容	講師	場所
講義編	第1回	これからの農・食―変化を生きる農業経営とは	講師1名	県立広島大学
	第2回	DX活用とECによるFarm to Table	講師2名	県立広島大学
	第3回	地域資源を最大に生かし、コラボレーションする	講師2名	県立広島大学
	第4回	ビジネスモデルを描き、プレゼンテーションを可能にする	講師2名	県立広島大学
実践編	第1回	ファンづくりからはじまるモノづくりについて	株式会社マクアケ1名	県立広島大学
	第2回	時代を読む、食の場面からのマーケティング	講師1名	県立広島大学
	第3回	マーケットインの商品開発	講師1名	県立広島大学
	第4回	プレゼンテーション準備	講師1名	県立広島大学
	第5回	マクアケへのプレゼンテーション	株式会社マクアケ1名、 その他審査員	県立広島大学

また、効果的な講座及び運営となるよう、コーディネーター、講師及び発注者と十分な調整を行うこと。

加えて、最終日には受講生に対し講義内容に関するアンケートを実施し、発注者に提出すること。

2 講師の選定

公開講座の講師は、講義編のテーマに関する専門知識・経験を有する者を、発注者との協議により決定すること。

なお、本講座の講師は、コーディネーターが中心となり選定する。

3 講座会場

講座会場は、広島市内（県立広島大学）を原則とし、具体的な会場は発注者と協議の上で決定し、確保すること。

4 募集人数

15名（対象 経営発展を目指す農業者、アグリ・フードビジネスに関心のある方 など）

5 受講生の募集、審査

受講生の効果的な募集方法を準備し、発注者と協議して決定すること。

受講希望者に志望書を提出させ、受講の可否について、発注者の審査を受け、受講希望者に回答すること。

なお、志望書には、受講希望者の経営状況を把握できる項目を設けることとし、具体的な内容については、発注者と協議し決定すること。

6 受講料の徴収等

(1) 受講希望者への周知

受注者は、受講希望者に対し、受講料について次の(2)～(4)の事項及び納入方法を十分周知しなければならない。

(2) 受講料の額

受講料は一人あたり10万円(税込)とし、受講料の徴収は受注者が行う。

(3) 領収書の発行

受注者は受講料を納入した者に領収書を発行すること。

(4) 受講料の返還

一旦納入された受講料については、受講生の都合による欠席や受講を中止した場合等において原則返還は行わない。

なお、天災などのやむを得ない事情により講座が中止又は実施されなかった場合には、発注者と協議のうえ返還を行うものとする。

7 その他

(1) 講師と受講生及び受講生間での結び付きや連携を深める講座運営に配慮すること。

(2) 受講生の情報(住所、氏名、年齢、所属、受講動機、出欠状況等)を把握し、名簿にまとめ、適切に管理することとともに、発注者に提出すること。

(3) 講座を修了した受講生に対し、発注者が次年度以降にアンケートを実施する可能性があることを周知すること。

(4) 業務の遂行に際しては、Web会議システム(Zoom等)によるオンライン講座に変更する可能性がある。開催方法については、発注者と協議の上で、決定すること。